【資料A】相関図&時系列

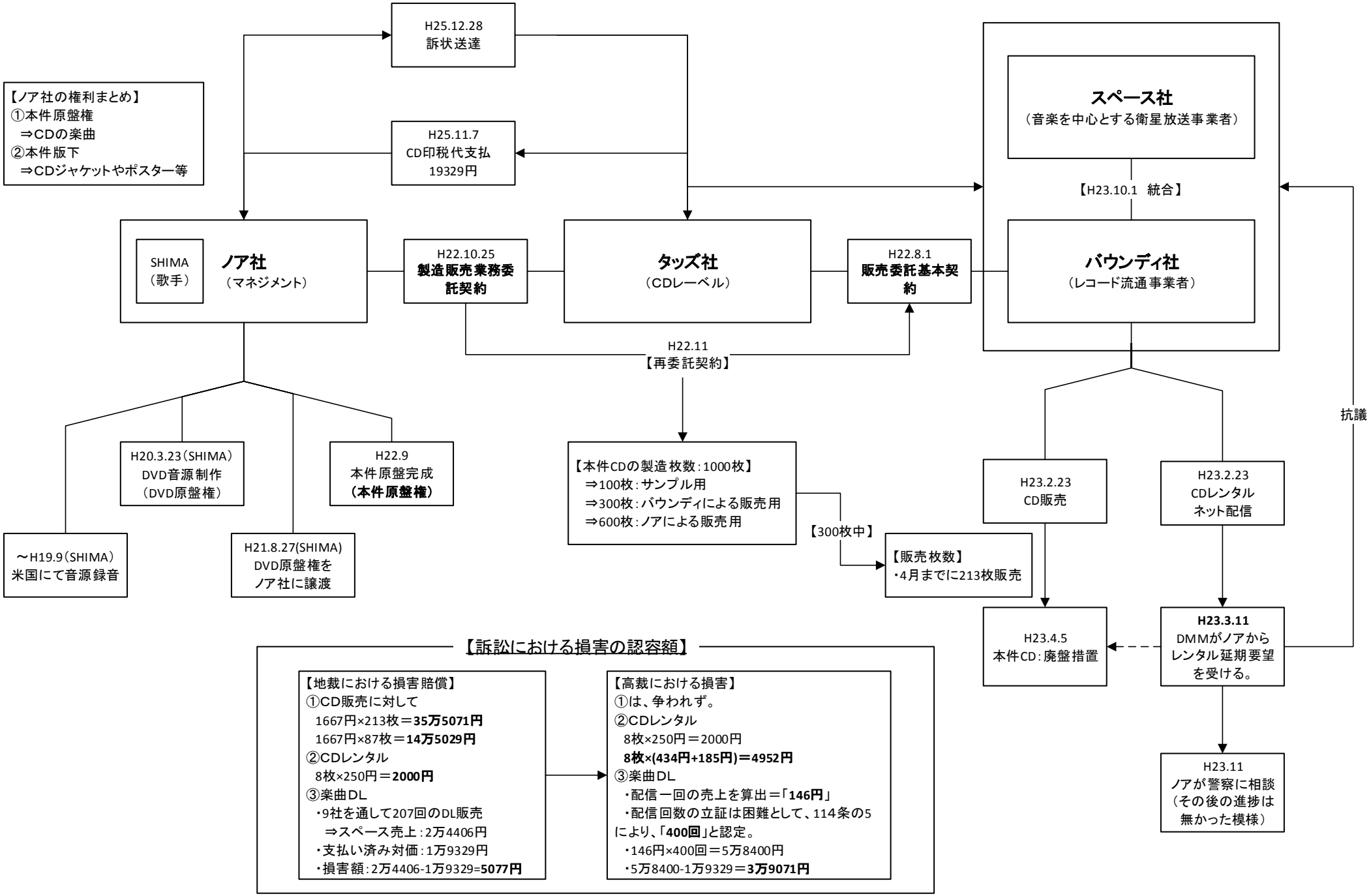
H25.12.28
訴状送達
【ノア社の権利まとめ】
①本件原盤権
⇒CDの楽曲
②本件版下
⇒CDジャケットやポスター等
H25.11.7
CD印税代支払
19329円
スペース社
（音楽を中心とする衛星放送事業者）
【H23.10.1　統合】
SHIMA
（歌手）
ノア社
（マネジメント）
H22.10.25
製造販売業務委託契約
タッズ社
（CDレーベル）
H22.8.1
販売委託基本契約
バウンディ社
（レコード流通事業者）
H22.11
【再委託契約】
抗議
H20.3.23（SHIMA）
DVD音源制作
（DVD原盤権）
H22.9
本件原盤完成
（本件原盤権）
～H19.9（SHIMA）
米国にて音源録音
H21.8.27(SHIMA)
DVD原盤権を
ノア社に譲渡
【本件CDの製造枚数：1000枚】
⇒100枚：サンプル用
⇒300枚：バウンディによる販売用
⇒600枚：ノアによる販売用
【300枚中】
【販売枚数】
・4月までに213枚販売
H23.2.23
CD販売
H23.2.23
CDレンタル
ネット配信
H23.4.5
本件CD：廃盤措置
H23.3.11
DMMがノアから
レンタル延期要望
を受ける。
H23.11
ノアが警察に相談
（その後の進捗は
無かった模様）
【訴訟における損害の認容額】
【地裁における損害賠償】
①CD販売に対して
1667円×213枚＝35万5071円
1667円×87枚＝14万5029円
②CDレンタル
8枚×250円＝2000円
③楽曲DL
・9社を通して207回のDL販売
⇒スペース売上：2万4406円
・支払い済み対価：1万9329円
・損害額：2万4406-1万9329=5077円
【高裁における損害】
①は、争われず。
②CDレンタル
8枚×250円＝2000円
8枚×(434円+185円)＝4952円
③楽曲DL
・配信一回の売上を算出＝「146円」
・配信回数の立証は困難として、114条の5により、「400回」と認定。
・146円×400回＝5万8400円
・5万8400-1万9329＝3万9071円